

山梨県公報

号外第七十五号

平成二十七年

十二月二十五日

金 曜 日

目 次

条 例

○山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○ 山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例(条例第五十三号)(私学文書課)

1 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該法令の条項を引用する規定を次のとおり整理することとした。

(一) 第五十条第一項各号 ↓ 第六十六条第一項各号

(二) 第六十六条第一項各号 ↓ 第七十六条第一項各号 等

2 この条例は、1(一)については平成二十八年一月一日から、1(二)については個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第五十三号

山梨県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県個人情報保護条例(平成十七年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項中「第五十条第一項各号」を「第六十六条第一項各号」に改める。

第二条 山梨県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第五十六条第六項中「第三十二条から第三十四条」を「第四十条から第四十二条」に、「第六十六条第一項各号」を「第七十六条第一項各号」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は平成二十八年一月一日から、第二条の規定は個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番